

林野火災 注意報・警報

令和8年3月31日運用開始！

指定する区域では、屋外での火の使用について制限されます！！

1月～5月	林野火災注意報	林野火災警報
発令 基準	3日前からの降雨が1ミリ以下、かつ30日間の雨量が30ミリ以下のとき。	林野火災注意報の発令条件に加え、次の各号のいずれかに該当する場合に発令するものとする。 (1) 乾燥注意報及び強風注意報が発令されたとき (2) 消防長が火災予防上危険であると認めたとき
火の使用 制限	火の使用制限の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。 (努力義務)	火の使用制限の対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。 (罰則のある義務) ※火の使用制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科せられることがあります。

※ 指定する区域とは、森林法第21条により市町村長による火入りの許可制度に従い森林及び、森林の周囲1km範囲内とします。

※ 森林法第21条の規定による火入りの許可申請等に関することは、産業農林部未来の山づくり推進課へお問合せ下さい。(電話 0595-41-0934)

注意報・警報が発令された場合、以下のとおり火の使用が制限されます。

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 煙火(花火)を消費しないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- 残火(たばこの吸殻含む。)取灰又は火粉を始末すること。

伊賀市消防本部 予防課 TEL: 0595-24-9105